平成31年3月29日企業管理規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公共下水道への接続を推進し、快適な生活環境の確保並びに公共用水域の水質汚濁の防止及び浄化を図るため、公共下水道へ接続するための排水設備工事(新築工事を除く。)を行う者に対し、その工事費の一部を交付するものとし、その交付について、豊見城市補助金等の交付に関する規則(平成2年豊見城村規則第2号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- **第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 公共下水道 下水道法 (昭和33年法律第79号) 第2条第3号に規定する下水道をいう。
 - (2) 処理区域内 下水道法第2条第8号に規定する処理区域をいう。
 - (3) 排水設備工事 下水道法第10条第1項に規定する工事をいう。
 - (4) 合併処理浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
 - (5) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規 定する既存単独処理浄化槽をいう。
 - (6) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
 - (7) 補助対象工事 公共下水道の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り 式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事をいう。

(補助対象者)

- **第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 補助対象工事を行う建物の所有者又は居住者若しくは土地の所有者
 - (2) 国、県又は市の他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
 - (3) 豊見城市下水道条例(昭和60年豊見城村条例第25号)に規定する下水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の確認を受けていること。
 - (4) 市税を完納していること。
 - (5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請書と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の承諾を得ていること。
- 2 建物又は土地の所有者の名義が共有である場合については、共有者のうち1人に補助金を交付

する。

- 3 前項の規定にかかわらず、管理者が認めた者 (補助金額)
- 第4条 補助金は、予算の範囲内で別表による額を交付する。

(交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添付して、補助金交付申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 補助対象工事の見積書の写し
 - (2) 補助対象工事の着手前の写真
 - (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
 - (4) 市民税等の完納証明書又は、非課税証明書
 - (5) 第3条第1項第5号に該当する場合は、当該建物又は土地の所有者の承諾書(様式第2号)
 - (6) その他管理者が必要と認める書類

(交付決定等)

- 第6条 管理者は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正と認めるときは、補助金の交付を決定(以下「交付決定」という。)し、その旨を補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。
- 2 管理者は、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助金不交付通知書(様式第 4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金交付変更等)

- 第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請 内容に変更、中止又は廃止(以下「変更等」という。)が生じたときは、速やかに補助金交付変 更(中止・廃止)申請書(様式第5号)を管理者に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 管理者は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、変更等を承認するときは、補助金 交付変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助事業者へ通知するものとする。 (実績報告)
- 第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は、当該年度 の2月末日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添付し、実績報告書(様式第7号)を管理 者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の領収証の写し
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 公共下水道使用開始届の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真
- (5) 補助対象工事の完了の写真
- (6) その他管理者が必要と認める書類

(交付額の確定)

第9条 管理者は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、その内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金請求書(様式第9号)により補助金の請求をしなければならない。

(交付の取消し)

- 第11条 管理者は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第6条第1項の 規定による交付決定を取り消すことができる。この場合において、管理者は、補助金交付決定取 消通知書(様式第10号)により、補助事業者へ通知するものとする。
 - (1) この規程の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 第8条の実績報告書及び添付書類を提出期限までに提出しないとき。

(補助金の返還)

第12条 管理者は、前条の規定により交付決定を取り消す旨の決定をしたときは、交付した補助金の全部又は一部を補助金返還命令書(様式第11号)により、補助事業者に返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

	金額	
合併処理浄化槽を設置している	 補助対象工事費が5万円未満の場合	当該工事費の額
建物	補助対象工事費が5万円以上の場合	5 万円
単独処理浄化槽又はくみ取り式	補助対象工事費が10万円未満の場合	当該工事費の額
便所を設置している建物	補助対象工事費が10万円以上の場合	10万円

[※] 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

様式第1号(第5条関係)

補助金交付申請書

(公共下水道接続促進事業)

年 月 日

豊見城市下水道事業

豊見城市長 殿

(申請者)

₹

住 所

ふりがな

氏 名

€

電 話

FAX

豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第5条の規定により、下記の とおり申請します。

記

補助対象工事場所	
住宅等所有者氏名	
補助金交付申請額	円
補助対象工事着手予定日	年 月 日
補助対象工事完了予定日	年 月 日

○添付書類

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
- (2) 補助対象工事の着手前の写真
- (3) 下水道排水設備計画確認申請書の写し
- (4) 市税の完納証明書又は、非課税証明書
- (5) 第3条第1項第5号の規定による建物又は土地の所有者の承諾書(様式第2号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

承 諾 書

(公共下水道接続促進事業)

年 月 日

1

豊見城市下水道事業

豊見城市長 殿

(承諾者)

T

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

FAX

今回、補助金交付申請において工事を予定している(建物・土地)は、私の所有に係るものであるため、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第3条第1項第5号の規定により、当該住宅に下記の申請者が補助対象工事行うことを承諾します。

工事場所	〒
申請者の住所	
申請者の氏名	
申請者との関係	

様式第3号(第6条関係)

補助金交付決定通知書 (公共下水道接続促進事業)

豊見城市下水道事業指令第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付けで申請のあった内容について、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第6条第1項の規定により通知いたします。

年 月 日

豊見城市下水道事業 豊見城市長

围

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助対象工事場所

様式第4号(第6条関係)

補助金不交付決定通知書 (公共下水道接続促進事業)

豊見城市下水道事業指令第 号

住 所

氏 名

樣

年 月 日付けで申請のあった内容について、下記の理由により補助金を交付 しないことを決定しましたので、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第6条 第2項の規定により通知いたします。

年 月 日

豊見城市下水道事業

豊見城市長

囙

記

理 由

様式第5号(第7条関係)

補助金交付変更(中止・廃止)申請書 (公共下水道接続促進事業)

年 月 日

1

豊見城市下水道事業

豊見城市長 殿

(補助事業者)

₹

住 所

ふりがな

氏 名

電 話

FAX

年 月 日付け豊見城市下水道事業指令第 号で交付決定のあった内容について、豊 見城市公共下水道接続促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金申請 内容の変更(中止・廃止)を申請します。

決定年月日・番号	年 月 日	第 号
接続工事の変更	□有	□無
投机工事の支更	変 更 後	変 更 前
変更の内容		
変更の理由		
接続工事の中止	□有	口無
中止の理由		

様式第6号(第7条関係)

補助金交付変更(中止・廃止)承認通知書 (公共下水道接続促進事業)

豊見城市下水道事業指令第 号

住 所 氏 名

様

年 月 日付けで申請のあった補助金交付変更(中止・廃止)申請について豊見城市公共下 水道接続促進事業補助金交付規程第7条第2項の規定により、下記のとおり承認しますので通知しま す。

年 月 日

豊見城市下水道事業 豊見城市長 回

決定年月日・番号	年 月 日	第 号
接续工士办亦者	□有	口無
接続工事の変更	変 更 後	変 更 前
変更の内容		
変更の理由		
接続工事の中止	口有	口無
中止の理由		

様式第7号(第8条関係)

実 績 報 告 書

(公共下水道接続促進事業)

年 月 日

豊見城市下水道事業

豊見城市長 殿

(補助事業者)

₹

住 所

ふりがな

氏 名

€0

電 話

FAX

豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

決定年月日・番号			年	月	目	第	号		
排水設備設置場所		10							
工事期間	着		手	年	月	日			
上 争 别 同 〔	完		了	年	月	日			
排水設備	住		所	電話番号	()			
指定工事店	氏は	名名	又称						印

○添付書類

- (1) 補助対象工事に係る支払い領収書の写し
- (2) 下水道排水設備工事完了届の写し
- (3) 公共下水道使用開始届の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真(着手前、施工中、完了後)
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第9条関係)

補助金額確定通知書 (公共下水道接続促進事)

豊見城市下水道事業達第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付けで報告のあった内容について、下記のとおり補助金の額を確定 しましたので、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第9条の規定により通知 いたします。

年 月 日

豊見城市下水道事業

豊見城市長

円

围

記

補助金確定額 金

様式第9号(第10条関係)

補助金請求書 (公共下水道接続促進事業)

年 月 日

豊見城市下水道事業

豊見城市長 殿

(補助事業者)

₹

住 所

ふりがな

氏 名

•

電 話

FAX

年 月 日付け豊見城市下水道事業達第 号で確定した補助金について、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第10条第1項の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金請求額
- 金

円

2 補助金の振込先

金融機関名	(ふりがな)
支店名	(ふりがな)
預金種類	普 通 当 座
口座番号	
口座名義 (申請者本人)	(ふりがな)

【添付書類】

通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号及び口座名義の確認できるもの)

様式第10号 (第11条関係)

補助金交付決定取消通知書(公共下水道接続促進事業)

豊 見城市下水道事業達第 号

住 所

氏 名

様

年 月 日付け豊見城市下水道事業指令第 号で補助金の交付を決定した内容について、下記の理由により交付決定を取り消すこととしましたので、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第11条の規定により通知いたします。

年 月 日

豊見城市下水道事業 豊見城市長

即

記

理 由

様式第11号 (第12条関係)

補助金返還命令書 (公共下水道接続促進事業)

豊見城市下水道事業達第 号

住 所

氏 名

樣

年 月 日付け豊見城市下水道事業指令第 号により交付した補助金について、豊見城市公共下水道接続促進事業補助金交付規程第12条の規定により返還を命ずる。

年 月 日

豊見城市下水道事業

豊見城市長

囙

記

1 返還金額 円

2 返還期限 年 月 日

3 返還理由